

令和5年度山陽小野田市空き家 家財道具等処分費補助金

最大10万円

空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、
空き家バンク登録物件の家財道具処分費用の一部を補助します。

登録物件は、**全国版空き家・空き地バンク**で検索 → ●アットホーム(株) ●(株)ライフ



以下の要件全てを満たす空き家

- **空き家バンクに登録されている物件**
- 年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建物



以下の要件全てを満たす者

- 空き家の所有者、その相続人、相続財産管理人、成年後見人等の空き家の家財道具等を処分する権限を有する者
- 空き家バンクを通じて売却し、又は賃貸するまでの間、継続して2年以上空き家バンクに登録する意思を有する者
- 市税滞納がなく、暴力団員又は暴力団員と密接な関係ではないこと。
- 山陽小野田市一般廃棄物収集運搬業許可業者に空き家の家財道具等の処分を依頼する者



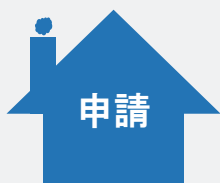
処分対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人又は個人事業者が行う空き家の家財道具等の処分

対象外

- 補助金交付決定前に家財道具を処分した場合
 - 空き家の家財道具等の処分費用以外の費用
 - 過去にこの補助金の交付を受けた者
- ※補助金の交付は、一つの空き家に対して1回限りです。



補助対象経費の2分の1(上限10万円)
※1,000円未満切り捨て



申請受付期間: 令和5年4月3日～令和6年1月31日

- 申請書類受付先着順
- 予算額(50万円)に到達した場合、申請受付を終了
- 申請方法、申請に必要な書類など詳細は、お問い合わせください。

申請・問合せ先

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室

☎0836-82-1133 / 〒756-8601山陽小野田市日の出1-1-1



山陽小野田市

空き家家財道具等処分費補助金 申請から補助金交付までの流れ

